

2013年8月1日

復興大臣 根本 匠 様

子ども・被災者支援法の先送り問題について（要請）

本日付の毎日新聞（「復興庁:被災者支援 先送り密議 暴言ツイート裏付け」）で、「原発事故子ども・被災者支援法をめぐり、復興庁が3月、具体的な支援策作りの大前提となる「線量基準」の検討をどこが主導するか曖昧にしたまま、7月の参院選後に先送りすることで関係省庁と合意していたことが報じられています。

これが事実であるとすれば、極めて遺憾です。

私たちは、原発事故の被害者を国が責任を持って支援を行っていくことをたびたび要請してきました。復興庁に対しては、原発事故子ども・被災者支援法を実施していくため、①幅広い支援対象地域の設定、②十分な支援内容、③被災当事者・支援者との常設の協議機関の設置——を求めてきました。しかし、同法制定後1年以上が経過したにもかかわらず、基本方針は策定されておらず、そのスケジュールや被災者の意見聴取の日程も明らかにされていません。被災者のいのちと暮らしにかかわる問題が、国の思惑で棚ざらしにされてきたことは許されることではありません。

今回の報道を受け、改めて以下を明らかにすることを要請します。

1. 毎日新聞の報道に関する復興庁の見解を明らかにしてください。
2. 報道されている2013年3月8日の担当課長・参事官会議の出席者・議題・議事録を公開してください
3. 2011年2月以降、復興庁の福島担当参事官が出席したすべての担当課長・参事官会議の議事録を公開してください
4. 原発事故子ども・被災者支援法 基本方針の策定のためのプロセス、スケジュール、被災者の意見反映のための手法を明らかにしてください
5. 原発事故子ども・被災者支援法の基本方針の策定にあたり、改めて、①幅広い支援対象地域の設定、②十分な支援内容、③被災当事者・支援者との常設の協議機関の設置を求めます。詳しくは、当会による2012年11月28日付要請書（別添）をご覧ください。

以 上

原発事故子ども・被災者支援法 市民会議

連絡先（事務局）：福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク（SAFLAN）

国際環境 NGO FoE Japan Tel: 03-6907-7217 Fax: 03-6907-7219

(別添)

2012年11月28日

復興大臣 平野達男 様

「原発事故子ども・被災者支援法」に関する要望

私たちは、福島原発事故の被災者およびその支援を行う市民グループです。在住者、避難者双方が直面している苦境を改善するため、また、子どもたちの健康被害を未然に防止するため、「原発事故子ども・被災者支援法」に大きな期待をよせています。同法が十分機能するため、現在制定中の基本方針に関して、下記のとおり要望いたします。

<基本的方向性について>

1. 基本的方向に下記を盛り込むこと。
 - 1) 被ばくを回避する国民の平等な権利の保障
 - 2) 居住に関する自己決定の尊重と、それを可能にするための生活支援策の実施
 - 3) 「予防原則」に基づく健康被害の未然防止

<支援対象地域について>

2. 2011年3月11日以降の1年間の追加的被ばく量が1mSv以上であると推定される地域はすべて、無条件に支援対象地域に指定すること。
3. 「2.」に加え、①福島県全域、②事故直後の放射能雲による初期被ばくが懸念される地域は、支援対象地域に指定すること
4. 支援対象地域以外に居住をする者であっても、個別のケースに基づき、支援対象に含めることができるような仕組みをつくること

<移動のための費用補助>

5. 在住者・避難者双方に対して、下記の移動のための費用補助を行うこと
 - 1) 避難・保養・健診のための移動
 - 2) 避難により別々に暮らす家族に会うための移動

<在住者・避難者支援>

6. 在住者・避難者双方に対して、効果的な被ばく低減および生活の再建のため、別紙に示す具体的な支援を行うこと。

<健康診断>

7. 国による、支援対象地域の健康管理体制を確立すること。
 - 1) 国による常設の健康支援センター設置を行うこと。被ばく線量評価・低減部門、保健・医療部門および、倫理的側面を含む監視を行う独立した健康調査検討委員会を設置すること。同委員会には被災者や市民の参加を認めるこ

と

- 2) 県民健康管理調査に代わり、国を実施主体とする被災者向け健康診断を、下記のように実施すること。
 - ・ 調査ではなく、「予防原則」にたつ疾病の未然防止と早期発見を目的とすること
 - ・ 無料で生涯にわたって実施すること
 - ・ 福島県民に限らず、初期被ばくを考慮した幅広い対象者を設定すること
 - ・ 甲状腺がん以外の疾病も想定した検査項目の見直しを行うこと
 - ・ 医療費減免のための健康手帳の発行、本人への適切な情報開示、説明機会の確保を行うこと
 - ・ 第三者機関による信頼性の担保を行うこと
 - ・
8. 現在実施されている県民健康管理調査に関しては、セカンド・オピニオンを得るための健診に関して、費用補助を行うこと

<地方公共団体・民間団体の支援>

9. 被ばくの低減、健康被害の未然防止、被災者・避難者の生活支援を行う地方公共団体や民間団体の取り組みを支援すること

<意見の反映>

10. 基本方針の策定・変更及び施策実施に関し、被災者、避難者、支援団体等と関係行政機関からなる常設機関を設置し、継続的に意見の吸い上げおよび反映を行うこと

以 上

原発事故子ども被災者支援法 市民会議

問い合わせ先：

福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク(SAFLAN)

国際環境 NGO FoE Japan (エフ・オー・イー・ジャパン)

〒171-0014 東京都豊島区池袋 3-30-22-203

Tel:03-6907-7217 Fax:03-6907-7219